変更届提出書類一覧(居宅介護支援)

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。 (届出方法が郵送となっているもの以外は郵送での受付はできません。)

■提出書類及び届出方法 (以下のとおり)

※届出方法が郵送の場合、返信用の定型封筒に切手を貼って<u>返送先住所宛名を明記</u>し同封してください。 但し、ある事柄が原因で、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁して一括で届出てください。 (例:事業所移転に伴う管理者の変更等)

・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります**。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。

ク!		るような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・			
	変更する事項	提出書類		方法	留意点
	事業所の名称	・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表13) ・運営規程	来	庁	別の所在地にある事業所 と同一名称を使用するこ とはできません。
		※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合			事業所番号が変更になる 場合は 事前に ご相談くだ さい。
	事業所の電話	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)			
	番号・FAX	•変更届出書	郵	送	
	番号	・指定に係る記載事項(付表13)		~ 注 1	
	事業所の所在 地 (移転)	・変更届出書 ・指定に係る記載事項(付表13) ・運営規程 ・事業所の平面図※ ・事業所内外の写真(カラーに限る) ・案内図 ・申請者(法人)所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の写し(原本証明要) ・建築指導部局との協議記録(協議様式4) ※介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、事前(移転前)にご相談ください。	来	庁	市区町村を越える移転については、廃止および新規申請のページをご覧ください。 区画整理等により住居表示が変更になった場合は、運営規程の変更になります(次ページ参照)。 移転先に同一法集の運営する他の指定事業がある場合、当該指定事更がある場合があります。
	専用区画等の 変更	・変更届出書 ・事業所の平面図※ ・事業所内外の写真(カラーに限る) (変更部分のみ) ※介護福祉施設等の建物の一画に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	来	庁	同一所在地に同一法人の 運営する他の指定事業所 がある場合は当該事業所 の届出が必要になる場合 があります。
	介護給付費算 定に係る体制 (加算項目)	※詳細については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出について」をご参照ください。	来	庁	15 日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始となります。

次ページへ続く

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出	方法	留意点
管理者の	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)	郵	送	※1 介護支援専門員登
氏名及び住所	・変更届出書			録通知書は、資格を証
	・指定に係る記載事項(付表13)		注 1	<u>するものとはなりませ</u> ん。
	・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(付表13別紙)			<u>// </u>
	・介護支援専門員証(写)※1			※2 令和3年3月31日
	・主任介護支援専門員の資格を証する書類の写し※2			までの間は、管理者と
	・組織体制図(他のサービスの職種と兼務する場合のみ)			して主任介護支援専
				門員以外の配置を可
	※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等に			能とする経過措置を 設けていますが、業務
	よる住所変更のみの場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)			管理や人材育成の取組
	・ <u>変</u> 異 <u>用理船景、足望到同(ツナ貼刊)</u> ・変更届出書			を促進する観点から、
	- * 麦叉畑山音 ・指定に係る記載事項(付表13)			経過措置期間の終了
	・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(付表13別紙)			を待たず、管理者とし
				て主任介護支援専門 員を配置することが
				望ましいとしていま
				す。
介護支援専門	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)	郵	送	
員の氏名及び	・変更届出書			転出・退職の場合も届出
登録番号	・指定に係る記載事項(付表13)※1		注 1	<u>が必要です。</u>
	・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (付表13別紙)			※1 付表13の利用者の
	・介護支援専門員証(写)※2			推定数も記載してくださ
	・主任介護支援専門員の資格を証する書類の写し(資格を有			V.
	する場合)			
	ツンセクボナ点主田日の次地を下沿した旧 人			※2 介護支援専門員登録
	※主任介護支援専門員の資格を取得した場合 ・変更届連絡票、返信用封筒(切手貼付)			<u>通知書は、資格を証す</u> るものとはなりませ
	・ <u>変</u>			<i>λ</i> 。
	・ 多文畑山音 ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(付表13別紙)			
	・主任介護支援専門員の資格を証する書類の写し			
	工工厂成入及(11)兵少兵们也能力(10)人人			
	※婚姻等による氏名変更のみの場合			
	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付)			
	・指定に係る記載事項(付表13)			
	・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (付表13別紙)			
	※管理者以外の介護支援専門員の住所のみが変更となる			
	場合は届出不要です			

次ページへ続く

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

次ページへ続く

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、<u>法人単位での届出となります</u>。同一法人の下に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(<u>事業所一覧の添付必須</u>)。

変更する事項	提出書類	届出	方法	留意点
法人の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付) ・変更届出書	郵	送	法人の名称の変更とは 当該法人の「商号変更」 のみを指します。
法人所在地	・履歴事項全部証明書(写しの場合は原本証明要)※1 ・事業所一覧(参考様式11) ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出		注 1	吸収合併、事業譲渡等 により事業所の運営法人 が別法人へ変更となる場
	書に記載してください。			<u>合は新規申請が必要</u> となります。 変更届では処理
法人の電話番 号・FAX番 号	・変更届連絡票、定型封筒(切手貼付) ・変更届出書 ・事業所一覧(参考様式11)	郵	送 注1	<u>できません</u> 。運営法人が 変更となる場合は必ず事 前にご相談ください
代表者の氏 名、生年月日、 住所及び電話 番号・FAX	・履歴事項全部証明書(写しの場合は原本証明要)	郵	送 注1	
番号	◆代表者の届出は、変更届出書に代表者の氏名、ふりがな、 生年月日、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号(ある場合のみ)を必ず記載してください。			※1 : 現在事項証明書は不可
	●電話番号・FAX番号のみの変更の場合は、履歴事項証明書の添付は不要となります。			※2:代表者の住所変更の みの場合は左記に代え て、新住所が確認でき る公的な書類(住民票 など)の提出でも可能 とします。

注 1:届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。

(問合せ先) 東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課 電話06-4309-3318